

平成28年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月24日（水）午後1時30分から午後3時13分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 2階会議室

3. 出席委員 (24人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (3人)

9番	藤倉義雄
14番	相良 昇
20番	飯島誠治

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農業委員の辞任同意について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 丸山俊樹

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主査 飯塚康夫

主事補 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成28年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、24名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員につきましては、議席番号9番 藤倉義雄委員、議席番号14番 相良 昇委員、議席番号20番 飯島誠治委員の3名でございます。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は24名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 志賀喜一委員、議席番号21番 田中 茂委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

議案第1号「農業委員の辞任同意について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農業委員の辞任同意について、次のとおり農業委員の辞任願がありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定により同意を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第1号 農業委員の辞任同意について、賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、同意することに決定をいたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

4条79番について報告します。

本申請は、ナラを植林するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「山林」、西は「畑」、南は「水路」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第4条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常任議員会議に諮問し、許可相当の答申書を受理した後、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 次
のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条413番について報告します。

本申請は、一般住宅敷地を拡張し駐車場として使用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「宅地」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条414番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない(代替地が無い)場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条415番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「県道幅員16m」、西は「認定外道路幅員1m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条414番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条416番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「公共下水道に接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条417番について報告します。

本申請は、駐車場敷地を拡張するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「県道幅員16m」、西は「水路」、南は「市道幅員10m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することが

できない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条418番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築したく転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「水路」、南は「畑」、北は「市道幅員5m」です。排水計画は、「公共下水道に接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条419番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「青地」、西は「雑種地・市道幅員6m」、南は「青地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条414番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条420番について報告します。

本申請は、駐車場を拡張するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員6m」、西は「田」、南は「市道幅員5m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「駐車場敷地拡張」であり、農地法施行規則第18条第1項第2号ハの既存の施設の拡張にあたり、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないものに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常任議員会議に諮問し、許可相当の答申書を受領した後、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地270番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地、山林及び進入路となっております。願出地のう

ち、1筆の一部、他の別の1筆の西は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地のうち1筆の一部は森林の様相を呈しており、他の別の2筆は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地271番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地272番について報告いたします。

願出地の状況は、道路及び河川となっております。願出地の西は畑、北は田ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地273番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。

ここで、議席番号22番 京谷博次委員が、別の会議に出席するため退席いたします。ご了承願います。

(京谷博次委員 退席 14:39)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第5号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いします。

調査班

農用地除外41番について報告します。

本申出は、資材置場として使用するため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、資材置場の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周囲の状況は、東は「認定外道路幅員1m」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「畑」、北は「市道幅員7m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは有り」と思われま

す。

農用地除外42番について報告します。

本申出は、一般住宅及び作業所の建替えのため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟、車庫1棟、作業所1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「市道幅員7m」、西は「市道幅員7m」、南は「田」、北は「水路」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、水路に放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅及び作業所であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは有り」と思われま

す。

農用地除外43番について報告します。

本申出は、農家住宅の建替えのため農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周囲の状況は、東は「水路」、西は「畑、宅地」、南は「畑」、北は「市道幅員5m」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、水路に放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ

ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは有り」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第6号 佐野農業振興地整備計画の変更については、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号の変更については、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更16番について報告します。

本申出は、農業用施設用地として利用したいので、農用地区域内の用途区分を農地から農業用施設用地に変更したいという案件です。

まず、申出に係る事項ですが、申出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。事業計画の概要は、農業用倉庫1棟 申請地は「宅地」で利

用されています。周囲の状況は、東は「畑」、西は「水路」、南は「畑」、北は「市道幅員5m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。

立地基準は、転用目的が「農業用倉庫」ですので、農用地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは有り」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番
桂 委員

34頁の事業計画の概要で農業用倉庫1棟 〇〇㎡となっておりますが、現地調査班の報告ですと〇〇㎡となっております。どちらが正しいのでしょうか。

事務局

ただいまの桂委員のご質問にお答えします。事業計画の概要 農業用倉庫1棟 〇〇㎡が正しい面積でございます。

議 長

他にございませんか。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の問題の有無を「無」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号の佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の問題の有無を「無」とすることに決定いたしました。

ここで、議案第8号で議事参与の制限に私が関係いたしますので、議長を森下憲一会長職務代理者と交代いたします。

(議長交代)

会長職務代理者の森下です。議案第8号について、杉山会長に代わって議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第8号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年2月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番について、議席番号7番 木村弘一委員が、所有権移転関係の39頁1番について、議席番号2番 新井藤市委員が、所有権移転関係の39頁4番について議席番号27番 杉山 忠委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番について、審議をいたします。木村弘一委員の退室をお願いします。

(木村弘一委員 退室 15:06)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 利用権設定関係の36頁1

番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番について、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 15:07)

続きまして、議案第8号 所有権移転関係の39頁1番について、議席番号2番 新井藤市委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第8号 所有権移転関係の39頁1番について、審議をいたします。新井藤市委員の退室をお願いします。

(新井藤市委員 退室 15:08)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 所有権移転関係の39頁1番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 所有権移転関係の39頁1番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井藤市委員の入室をお願いします。

(新井藤市委員 入室 15:09)

続きまして、議案第8号 所有権移転関係の39頁4番について議席番号27番 杉山 忠委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第8号 所有権移転関係の39頁4番について審議をいたします。杉山 忠委員の退室をお願いします。

(杉山 忠委員 退室 15:10)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 所有権移転関係の39頁4番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 所有権移転関係の39頁4番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。杉山 忠委員の入室をお願いします。

(杉山 忠委員 入室 15:11)

次に、議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番、所有権移転関係の39頁1番、4番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番、所有権移転関係の39頁1番、4番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 利用権設定関係の36頁1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、38頁26番、28番、所有権移転関係の39頁1番、4番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。議案第8号が終了いたしましたので、ここで議長を杉山 忠会長と交代したいと思います。ご協力ありがとうございました。

さて、お手元にお配りしました、常任議員会議諮問議案をご覧ください

い。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に諮問した案件でございますが、すべて許可相当との答申を得ましたので、他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時13分閉会